

6

関係機関の支援制度

① 犯罪被害者等法律援助【法テラス】

対象となる犯罪の被害にあわれた方やそのご家族が、刑事・民事・行政関連の様々な対応について、弁護士による包括的かつ継続的な援助を受けることができます。

- 〈例〉
- ・ 刑事裁判への付添い
 - ・ 損害賠償の請求や示談交渉
 - ・ 報道機関対応 など

- ※ 令和8年1月13日以降に被害にあわれた方が対象です。
- ※ 援助の利用は原則無料ですが、相手方から一定額以上の金銭等が回収できた場合には、援助にかかる費用の全部または一部をご負担いただく場合があります。

【対象となる犯罪被害】

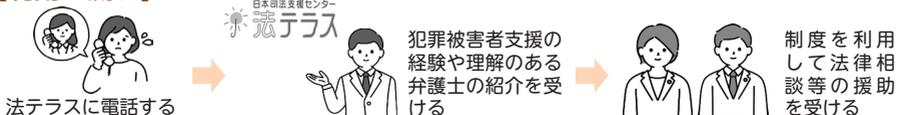
- 故意の犯罪行為により人を死亡させた罪の被害（未遂罪を含む）
（例：殺人罪、傷害致死罪、強盗殺人罪、危険運転致死罪など）
- 刑法における一定の性犯罪等の被害（未遂罪を含む）
（例：不同意性交等罪、不同意わいせつ罪、監護者性交等罪など）
※ 迷惑防止条例違反、性的姿態等撮影罪などは対象外です
- 故意の犯罪行為により人を負傷させた罪の被害によって、治療期間が3か月以上または一定の後遺障害の被害を受けた場合
（例：傷害罪、強盗致傷罪、危険運転致傷罪など）

【資力要件】

申込者の資力（現金、預貯金など）に配偶者の資力を加算した額が300万円以下であること。

- ※ 配偶者が相手方である場合など、資力を加算することが相当でない場合は、当該配偶者の資力を加算しないことができます。
- ※ 犯罪行為を原因として1年以内に支出すると認められる一定種類の費用や、犯罪被害者等給付金、その他地方自治体などからの一定種類の給付金は、資力から控除します。

【利用の流れ】



【問合せ先：日本司法支援センター（法テラス）】

犯罪被害者支援ダイヤル：0120-079714（IP電話 03-6745-5601）

